

## 「校則」及び「諸規定」の見直しの手順

- 4月 全校生徒および全職員への周知
- 5月 育友会総会において周知
- 5月 生徒会総務委員会による協議（第1回）
- 10月 生徒会総務委員会による協議（第2回）、育友会代表による協議
- 1月 次年度の「校則」及び「諸規定」の見直し
- 3月 次年度の「校則」及び「諸規定」をホームページ上で公開